

【国土交通省認定講習】

交通空白地有償運送運転者認定講習のご案内

【ご案内】交通空白地有償運送の運転者を対象に、利用者に対し安全で安心なサービスが提供できるよう、交通空白地有償運送における基礎的な知識及び技術を習得していただくことを目的として、国土交通大臣認定講習を開催しています。

今、国土交通省が、全国の「交通空白」解消に向けて力を入れている施策に「交通空白地有償運送」があります。

国土交通省が認定する自家用有償旅客運送（登録制）には、①交通空白地有償運送、②福祉有償運送とがあり、「公共ライドシェア」と呼ばれる取組みは、この①交通空白地有償運送にあたるものです。

そして、この交通空白地有償運送は、市町村やNPO法人等が交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うというもので、「路線」又は「区域」を設定して「乗車定員規定なし」で実施されています。

自家用有償旅客運送（登録制）の①交通空白地有償運送を実施するための「運転者の要件」があります。

運転協力者がその要件を満たすためには、「第二種運転免許保有」又は「第一種運転免許保有+自家用有償旅客運送の種類に応じた大臣認定講習の受講」が必要です。その際の「交通空白地有償運送・運転者認定講習（認定講習：130分）が必要となります。

交通空白地有償運送運転者講習カリキュラム（130分）		
科目名	講習の内容	時間数
1. 講義		
① 関係法令等に関する講義	安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送法その他関係法令に係る基礎的な知識等に関すること。	20分
② 安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義	日常点検等安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法等に関すること。	50分
③ 運転方法に関する講義	安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等に関すること。	40分
2. 実技		
④ 運転方法に関する演習	運転方法及び利用者の視点に関すること。	一人20分

※ 本講習の全課程を修了された方には、交通空白地有償運送運転者講習の修了証を交付します。
(講習会終了後に受講者にお渡します)

《問合せ・申込先》

運転者認定講習の「実施場所」「人数」「ご予算」など、お気軽にお問合せください。

NPO法人移動送迎支援活動情報センター

(国土交通省「自家用有償旅客運送の大臣認定講習」認定：国自旅第127号)

〒556-0012 大阪市浪速区敷津東3丁目6番10号

TEL/FAX 06-4396-9189 担当：伊良原（いらはら）

Email: stssosaka@gmail.com